

家庭的保育事業等に対する指導監査における指導事例

【処遇】

項 目	現 状 及 び 問 題 点	是 正 改 善・指 摘 事 項	根拠等
規程	<p>運営規程において、一時預かり料金等の定めがないなど、不備がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かりの利用料金</li> <li>・短時間保育認定の利用時間</li> </ul>	<p>運営規程の内容を精査し、不備を修正すること。                      なお、運営規程（園規則）については、変更が必要な場合は、規程の改正を行い改正後の規程を市（子育て支援課）へ提出すること。</p>	<p>青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条</p>
健康診断	<p>乳幼児の利用開始時の健康診断が入所した月内に行われていない。</p>	<p>乳幼児の健康状況を理解する上で、発育、発達状況の把握が必要であることから、利用開始時の健康診断は入所した月内に実施すること。</p>	<p>青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条                      学校保健安全法第11条                      学校保健安全法施行規則第3条                      保育所等における健康診断について</p>